

第 5013 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 6月27日 金曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 消費税の免税事業者

Q： 今月設立した法人ですが、消費税は2期間免税になりますか？

A： 場合によっては、課税事業者になることもあります。

【解説】

消費税は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について消費税が免除されることとなっています。

この場合の基準期間とは、原則として、その事業年度の前々事業年度（前々事業年度が1年未満の法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した事業年度を合わせた事業年度）をいいますので、通常は、設立事業年度とその翌事業年度の2期間は基準期間がなく、課税売上高もないことから、免税事業者になります。

しかしながら、平成25年1月1日以後に開始する事業年度については、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間）の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、その課税期間から課税事業者になることとなっていますので、必ずしも設立から2期間が免税になるということではなくなっていますので注意してください。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することも認められています。

